

第182号

NPO 法人建築Gメンの会
〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201

発行責任者：理事長大川照夫

TEL 03-6805-3741

FAX 03-6805-3719

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

Homepage URL

<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 「危険な塀」
- 大阪北部地震のブロック塀倒壊による死亡事故関連 ……1
- 定例総会及び役員報告 ……4
- 事務局からのお知らせ ……5
- 実例欠陥建築集・木造編 ……6

大阪北部地震 「危険な塀」

文責 常任理事 武田学

2018年6月18日 午前8時頃に

大阪北部地震が発生しました。

被害状況は徐々に判明し、建物関係では800棟超、その他水道やガスの損傷などがありました。すでに復旧等がされているものもあるようです。(原稿作成日6月26日)

地震の影響による死亡事故はわかっていただけで

小学校のプールのブロック塀倒壊で9歳の女の子、石積の塀の倒壊で80歳の男性、倒れた本棚の圧死で85歳の男性、倒れたタンスの圧死で81歳の女性が亡くなりました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

ブロック塀の倒壊に関しては、皆さんは既にニュースで概略をご存知かと思いますが

① 違法建築物であったことがわかった

② ほぼ建築上の有効性のないチ

エックはしていた

③ 以前に専門家が「危険」と指摘していたが、無視又は対策をしなかった

などが判明しました。

現行法令のブロック塀や組積造の規定は宮城県沖地震の被害を重く見て改正されたものです。この地震では、死者数28名の内、ブロック塀等の下敷きになった方は18名。当然ながら大きな問題となりました。

日本は、全国どの地域でも地震が起こるものです。ですから各地域の独自の条例のレベルではなく「法令」を改正し、基本的に全国のどこでも適用されるようにした対応は適切であったと思います。

建築基準法令は、法改正により、違反建築物と呼ばれ、是正は必須条件ではありません。

しかし、今回は高槻市の公立小学校の敷地内の塀です。ニュース等によれば、この学校だけでなく他の学校施設でも危険な塀が多数存在していたことが判明しました。

改修時がいつだったか判明していないようですが、改修時に違法工

事をしていった可能性もあります。

その場合、当時の塀の築造の流れを考えてみます。

・ フェンスをブロック塀に変更する企画

・ 設計などの仕様を決める

・ 見積をとる(工事業者)

・ 稟議書や起案書を担当者が作成

・ 教頭や校長が確認・捺印

・ 高槻市の学校施設課?などを通

過し、内容と費用が承認される

・ 工事業者が工事

・ 工事完了を学校の誰か又は(且つ?) 行政の担当部署の誰かが

確認

・ 定期的に劣化や損傷のチェック

などの流れになっていると思いま

す。

この間に誰か一人でも専門家がいれば防げたはずですが、ここで

と通常は考えるのですが、ここで新たな疑問が生じます。

・ まさか、建築関係の知識がない

人だけで設計や仕様を決めて

いないはず

・ 工事業者は素人の集まりだった

(少なくとも入札資格のある

業者であるはず)

- ・承認した全ての人の中に建築の知識のある人がいなかった
- 又は
- ・専門知識のある人は1人以上いたが気にしなかった
- ・意見を言ったが無視されたか
- ・コストや他の理由が優先された

維持管理の際、専門家がチェックして危険を指摘していたが、教育委員会の問題点とされずに何ら対策を講じなかったとのニュースもありました。事実なら、今回の死亡事故は人災といえるかもしれません。たった一つの出来事ですが、今後このような事故が起きないためにも体制だけでない改善を強く望みます。

施工した業者は、この学校の工事だけで起業して廃業しているはずもなく、どれほどの数の不適切工事があるのかも気になるところです。

6月21日に国交省から都道府県の建築関連部署への正式通達の概略は

①国交省が作成したチェックポイントを所有者に周知する。

②危険性が確認された場合には、付近通行者への注意表示や補修・撤去などの注意喚起をする。との内容です。

これを見てお分かりかと思いますが、これは学校のためのものではなく、一般の塀のことを言っているのです。

テレビなどのニュースでは「学校・行政が良くないね」程度なのですが一般の人が所有している塀も危険なものがあるということですね。なお、学校等は既に対策を始めているようです

前述で「塀」の死亡事故が2件あることを書きました。様々な記事で「塀」との言葉で同様なものと捉えてしまいそうですが法令では、倒壊した学校のもの及びチェックポイントの主体は補強コンクリートブロック造の規定、もう一つの死亡事故の塀は組積造の規定が適用されるものです。(チェックポイントの資料の一部の四角囲みに掲載)

組積造って言葉はなじみがないと思いますが単純に石を積んであるだけのものです。

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1

国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合には15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

「鉄筋の入っていない塀なんかあるの」なんて言葉が聞こえてきそうですが、現実には多数存在します。ですから、揺れば倒れると思っ

ていた方が安全側の考え方として正しいのではないかと思います。小学校のブロック塀倒壊に関して言えばテレビのニュースなどのほぼ全ての解説は補強コンクリートブロック造の規定違反との指摘をしていましたが、上部に何ら鉄筋が入っていないければ組積造ともいえるので塀の高さの限度はもっとと厳しく、地盤面より1.2mまでです。設置当初から違法だったのであれば論外ですが、建築基準法では、法改正により違反建築物になったものは、適法にする改修をしなければならぬわけではありません。これを既存不適格といえます。

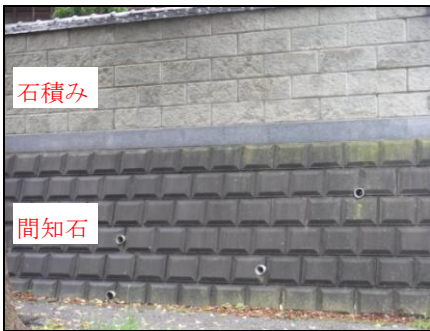
ですが、第三者に危害を及ぼす・人命にかかわるような既存不適格は最優先で対応した方が良いでしょう。また、家具などの圧死については、耐震上の固定をしていたか気がになります。街中には危険ではないかと思えるものが多くあります。

事例写真と簡単な解説をします。



間知石の上にブロック塀 (ブロック塀の基礎は?)

- ① 古い透かしブロックは鉄筋を挿入できないものが多く、最上段は無筋の可能性が高い。
- ② 間知石土留めの上に設置されているので正しい基礎が作られていない可能性が高い。
- ③ 建物との配置で控え壁がない可能性ががあります。



間知石の上に石積み塀 (石積み塀の基礎は?)

- ① 間知石積みの上に鉄筋のない石積がされています。石積み(組積造の規定) 1.2mを超えています。
- ② 間知石土留めの強度が石積み

を想定した強度が確保できているかどうか。いずれも、道路側からの目視なので、断定的なことは言えませんが、危険である可能性が高いものと言えます。

今回の事故で 通学途中に、通学路で、その学校の施設の塀で亡くなった。 ボランティアで、通学の子供たちが交通事故などに合わないために見守っていた人が、その地域の通学路の横に住んでいる人が所有している危険な石積が倒れて亡くなった。

もし、自分の敷地にある塀が既存不適格や劣化だから直さなかったことにより、子供や近所の人への人的被害が起こってしまったから、「仕方ないよね」って言えないはず

自分の土地に塀があるなら、まず2ページ目の国交省作成のチェックポイントに基づきチェックを行ってください。

自分でチェックすることが難しいならば少しお金はかかるかもしれませんが建築士などの専門家に調査を依頼し、正しいものであるのか 既存不適格・違反建築物・劣化など問題はありますか? 問題があれば、改修はどのようにするべきか? などの助言をもらうべきです。

- ☆絶対守るべき最低基準の関係法令等
- (塀)
 - ・建築基準法施行令 62条の8
 - ・定める構造 平成12年建設省告示 1355号
- (組積造の塀)
 - ・建築基準法施行令 61条

☆出来れば守る又は参考とするもの (社) 日本建築学会 ・コンクリートブロック塀設計規

ブロック塀施工マニュアル
・壁構造配筋指針

・建築工事標準仕様書・同解説
JASS7 メーソソリー工事

大阪北部地震におけるブロック塀倒壊による死亡事故問題に関する当会の大川照夫理事長のコメント

「宮城県沖地震ののち、1980年には、ブロック塀の高さが2メートル以下とすること、長さ3.4メートル以下ごとに控え壁を設けることが条文化され、犠牲者の出る大きい地震のたびにブロック塀の危険性が指摘されてきたにもかかわらず、高槻市での痛ましい事故が起きたことについて、行政の怠慢を指摘したいと思います。

小生の住んでいる地域でも、何年も前に、回覧板を回してブロック塀の自主点検が注意喚起されました。

また、東京23区内の住人からは、以前に区役所の担当からの指摘で、控え壁を増設したが、通学路に面していることもあり、改めて点検してほしいとの相談を寄せられたところです。

ブロック塀の危険性については、一般市民の知るところでもあるのに、義務教育の現場で無責任極まりない管

理が行われていたことを問いたいと思います。」

2018年度 定例総会及び役員報告 文責 事務局長 中山良夫

去る5月26日(土)午後、品川区立総合区民会館にて2018年度定例総会が開催されました。大川理事長による次の挨拶の後、議案書の各議案の審議に入りました。

「昨今は我が国の工業生産における偽装の表面化が頻発し、鉄鋼メーカーにおいては鋼材の強度データ偽装、自動車メーカーの生産における完成時の無資格者による検査など、多くは製品納入のノルマを果たすために組織立って不正が行われていたことが報道されています。

一方、建築生産に目を向けると杭工事データ改ざんや免震材データ改ざんの問題が記憶に新しく残っています。過去10年をとってみても、手を変え品を変えと言うくらい不祥事が起きています。また、昨年は

新国立競技場建設における労働環境の問題が顕在化しました。過酷な労働環境のもと、不完全なものが造られるという実態があるのです。人びとが安全で快適に生産に励み生活を楽しめる、住宅をはじめとした建物建設に向けて消費者サイドに立った厳しい目を建築生産に向けた必要があります。

当建築Gメンの会は、わが国から欠陥建築をなくし、欠陥建築で悩む人を救うことを目的として掲げ、講演会や相談会を開催して、いかにして欠陥のない安心して暮らせる家を確認すべきかを消費者に伝え、又、消費者の求めに応じ、家づくりの相談に乗り、確実な施工ができるよう検査(第三者検査)をし、すでに完成した建物の問題点(欠陥)を調べ、問題の本質を明らかにした上で対処法について提言をするといった活動を続けてきています。

よりよい住まいを求める消費者の強い味方であり続けることを信念として、更なる研鑽を重ね、活動を続けてまいりたいと考えます。」

最初に2017年度の一般活動報告、事業報告、決算報告及び監査

報告について担当役員より報告があり、満場一致で可決されました。次に今年度の一般活動方針、事業計画、予算について担当役員より提案説明が行われ、満場一致で可決されました。

最後に、今年度の役員選考が行われ、事前に役員選考規則にしたがい推薦された十二名の理事、一名の監事が満場一致で可決されました。総会当日の午前中は、「業務依頼及び業務処理における注意点」と題した意見交換を行いました。活発な意見は尽きることなく、総会後も時間の許す限り意見交換は続き、その熱をもった状態で懇親会になだれこみました。



総会の様子

□2018年度役員のご紹介

6月の理事会において、あらかじめ総会で選任された理事の互選により、本年度の当会役員等が以下のとおり決定いたしました。

なお、氏名下欄のカギ括弧内は担当する部会を示し、部会名を□で囲んで表示しているものは、その理事等が当該部会長であることを示しています。又、全理事及び事務局長は20周年記念事業部会を担当します。

顧問

田中峯子
山本孝

理事長

大川照夫

20周年記念事業部会、
財務部会、技術研究会
(法務・法規)

副理事長

第一位

川口晴保

広報・渉外部会
(会報担当、HP担当)

第二位

田岡照良

広報・渉外部会(会報担当統括)、研修・講習部会、技術研究部会(設備)、出版部会

常任理事

桑原秀朗「広報・渉外部会(会報担当、HP担当統括)、

技術研究部会(法務法規)

古屋敷直樹「総務部会、広報・渉外部会(会報担当)」

佐藤賢典「広報・渉外部会(会報担当)、技術研究部会(構造・工法)」

武田学「広報・渉外部会(会報担当)、総務部会」

原田久義「研修・講習部会、技術研究部会(構造・工法)」

理事

赤坂裕志「研修・講習部会、総務部会、技術研究部会(法務・法規)」

大川堅人「広報・渉外部会(会報担当)、研修・講習部会、総務部会」

蒲生政明「広報・渉外部会(会報担当)」

鈴木幸司「広報・渉外部会」

監事

藤井章旨

中山良夫「出版部会、広報・渉外部会(HP担当)、財務部会」

事務局長



事務局からのお知らせ

2018年度第1回研修会のご案内

▽日時 2018年7月28日(土)

13時30分～16時45分

▽場所 品川区立総合区民会館

(きゅりあん) 5階第1特別講習室

▽交通 JR/東急線 大井町駅前

▽講演内容

一時限

「工事中第三者検査の注意点」

講師 大川照夫(当会理事長)

二時限

「様々な調査事例報告と顛末2」

講師 中山良夫(当会事務局長)

▽参加費 会員六千円

(前回研修会出席者四千円)

▽主催・問合せ 建築Gメンの会

TEL (03・6805・3741)

編集後記

建築関連の改修は、お金がかかるものが多いです。

ブロック塀に関しては宮城県沖地震によるブロック塀の倒壊で死者が多数だったので、昭和56年に法改正があり規定が厳しくなりまし

た。

特にそれ以前に築造されているものは、既存不適格のものがあると思います。

現状では、年金のみで暮らしている高齢者の敷地、空き家になっている敷地にあつたりします。

違法で作られているものは論外ですが、これらを早急に対処する方法を皆が考えなければならぬと思います。

地震はいつ起こるか分からないし、すべての塀が壊れるわけではないかもしれませんが、万が一でも、子供を殺してしまつた、近所の人を殺してしまつたなんてことは、被害者だけでなく自分も不幸になります。

(M・T)



□実例欠陥建築集・木造編

次ページに、当会の10周年記念事業として作成した「実例欠陥建築集・木造編」の一部を、掲載いたします。今後も順次掲載いたします(紙面の都合による不定期掲載)。

まばしら 壁(間柱)

06025

間柱の欠損と振れ

年度 2006年完成(2008年調査)
 場所 埼玉県越谷市
 構造 木造在来軸組工法
 階数 2階
 延べ面積 134㎡
 用途 一戸建ての住宅

瑕疵の特徴

1. 筋かい取り合い部で間柱を切断(写真1)、更に、間柱に鋸目を入れ切損している。(写真2)
2. 筋かい取り合い部の間柱の欠き取りが大きい。(写真1~3)
3. 振れた間柱材を使用している。(写真3)

写真1



写真2



写真3



解説

いたる所で安易に間柱の欠損が行われ、更に、振れた間柱を使い施工しているという問題である。間柱に入れた鋸目は、間柱の曲がりに戻すためのものであるが、補強をしていない。(写真2)

壁は、建基法第1条に規定する構造耐力上主要な部分である。JASS11の2(軸組).3(工法)項や支援機構仕様書では、筋かいが見付け平使いとなる場合は、筋かい厚だけ間柱を欠き込むこととしている。これは、余分な欠損をしてはならないとしたものである。